

④ 金銭の無利息貸付

Q : 当社は、役員に対して金銭を貸し付けていますが、利息を徴収したことはありません。この場合、課税上何か問題がありますか？

A : 通常で計算した利息と実際に徴収した利息との差額に相当する経済的利益が、給与として課税の対象となります。

【解説】

所得税法上、使用者が役員又は使用人に対し金銭を無利息又は通常より低い利率で貸し付けた場合には、通常より低い利率により計算した利息と実際に徴収した利息との差額に相当する経済的利益が、その貸付けを受けた人の給与として課税の対象とされます。

この場合の通常より低い利率とは、次のものをいいます。

- ① 使用者が他から借り入れて貸付けた場合は、その借入金の利率
- ② ①以外の場合は、貸し付けを行った日の属する年分の前年の11月30日を経過する時におけるいわゆる公定歩合に年4%の利率を加算した利率

ただし、上記に満たない利率であっても次のような場合には、課税しなくてよいとされています。

- ① 災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要することに起因する貸し付け
- ② 使用者における平均調達金利等による貸し付け
- ③ その年（使用者が法人である場合には、その法人の事業年度）における経済的利益の合計額が5,000円以下のもの

